

個人情報保護に関する基本方針

1. 基本方針

社会福祉法人きざわ保育園 は、当法人が取り扱う個人情報の重要性を認識し、その適正な保護と管理のために自主的なルール及び体制を確立するとともに、個人情報保護に関する法令、その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、実施するあらゆる事業において個人情報の保護に努めます。

2. 個人情報の収集、利用、提供について

- 1 個人情報の取得を適正かつ適法な方法で行います。
- 2 個人情報の利用目的をできる限り特定し、以下の場合を除き本来の利用目的の範囲を超えて使用いたしません。
 - (1) 本人の了解を得た場合
 - (2) 個人を識別あるいは特定できない状態に加工して利用する場合
 - (3) 法令等により提供を要求された場合
- 3 法令等の規定に基づく場合を除いては、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく外部に提供いたしません。

3. 個人情報の適正管理について

- 1 個人情報を正確かつ最新な状態に保つとともに、漏洩、紛失、改ざん、毀損などを防止するために、適切な措置を講じます。
- 2 個人情報を保護するために、適切な個人情報保護等の管理規程、管理体制を整備するとともに、役職員の個人情報に関する教育に努めます。

4. 個人情報の確認、訂正等について

- 1 個人情報について本人から開示、訂正、追加、削除、利用停止の申出があった場合には、速やかに内容を確認し必要な対応をいたします。
- 2 個人情報の取り扱いに関する苦情があった場合には、適切かつ速やかに対応いたします。

5. 個人情報保護に関する窓口

当法人が保有する個人情報に関するご質問、お問い合わせ、開示等については下記窓口にてお受けいたします。

社会福祉法人 きざわ保育園
電話 048-442-3320

社会福祉法人きざわ保育園
理事長 高橋 恭子

社会福祉法人きざわ保育園

個人情報取扱規程

第1章 総 則

第1条（目 的）

- 1 この規程は、社会福祉法人きざわ保育園（以下「園」という。）における個人情報の正確さ及び安全の確保、個人情報の秘密保持に関する職員等の責務並びに個人情報を取り扱う受託処理に関する措置等個人情報の適正管理を継続的に維持、向上させることを目的とする。
- 2 この規程は、園のすべての職員等に適用する。また、園が個人情報の取扱いを第三者に委託する場合には、委託先の第三者にも遵守させるよう努めるものとする。

第2条（定 義）

この規程で使用している言葉の定義は次のとおりとする。

（1） 個人情報

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号、画像若しくは音声により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。

（2） 個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

- ① 特定の個人情報をコンピュータ等により検索することができるように体系的に構成したもの
- ② 個人情報を一定の規則に従って整理することにより、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするために有するもの

（3） 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

（4） 保有個人データ

園が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止のすべてを行うことができる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利害が害されるものとして政令で定めるもの又は6か月以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

（5） 本人

個人情報によって識別される特定の個人をいう。

（6） 職員等

園の組織内であって直接又は間接に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者をいい、雇用関係にある職員（正規職員、嘱託職員等）のみならず、役員も含まれる。

（7） 提供

自ら保有する個人データの全部又は一部を園以外の個人又は団体に公開し、利用可能な状態に置くことをいう。

第3条（個人情報保護方針の制定と公表）

- 1 園は、個人情報の保護方針を定め、これを実施する。
- 2 園は、個人情報保護方針を、文書等で職員等に周知徹底させるとともに園の個人情報取扱規程を公表する。

第2章 安全管理体制

第4条（安全管理体制の構築）

園は、個人情報の安全管理のための組織体制を定める。その権限及び責任は、本規程、就業規則に定めるものとする。

第5条（個人情報安全管理者）

理事長は、個人情報の安全管理のための総責任者として、個人情報安全管理者を園長と定め、以下の業務を行わせるものとする。

- （1） 本規程、個人データ取扱台帳等の作成、運用に関する事項
- （2） 個人情報安全管理措置に関する事項
- （3） 職員等の監督、教育、研修に関する事項
- （4） 委託先の監督、再委託先の取扱いに関する事項
- （5） 危機管理に関する事項
- （6） その他個人情報の安全管理に関する事項全般

第6条（安全管理措置）

園は、園が管理する個人情報に関するリスク（不正アクセス、紛失、盗難、破壊、改ざん及び漏えい等）を回避するために適切な安全管理措置を講じるものとする。

第7条（職員等の教育研修）

- 1 個人情報は、職員等に対し、継続的、かつ、定期的に個人情報に関する教育研修を実施する。
- 2 職員等は、前項の教育研修に参加しなければならない。

第8条（職員等の責務）

職員等は、園の事業に従事するにあたり、個人情報保護法、本規程、その他の社内規程を遵守しなければならない。

第9条（委託先に対する安全管理措置）

- 1 個人情報安全管理者は、個人情報を委託する場合の委託先選定基準を定める。
- 2 個人情報安全管理者は、個人情報を委託する場合の委託先選定基準及び個人情報の安全管理に関する報告徴収の結果等により委託先の選定の見直しを実施する。
- 3 個人情報安全管理者は、個人情報を委託するときは、個人情報に関する権利義務を

明確にし、個人情報の安全管理に関する事項を契約条項に盛り込む方法、委託先に対して随時個人情報の安全管理に関する報告徴収を行う方法、個人情報の安全管理に関する教育研修を実施するよう要請する方法等により、委託先の個人情報の安全管理に関する監督を行うものとする。

第3章 個人情報の取得

第10条（個人情報の取得原則）

個人情報の取得は、園が行う事業の範囲内に限り、かつ、あらかじめ利用目的を明確に定め、その目的の達成に必要な限度内において行うものとする。

第11条（不正な手段による取得の禁止）

個人情報の取得は適正な手段により行うものとし、窃取、脅迫、偽りその他不正な手段により取得してはならない。

第12条（機微情報等の原則的禁止）

次の各号に掲げる内容を含む個人情報は、原則として取得してはならない。ただし、これらの情報の取得について、明示的な情報主体の同意、法令に特別の規定がある場合、及び司法手続上必要不可欠である場合は、この限りではない。

- （1） 思想、信条及び宗教に関する事項
- （2） 人種、民族、門地、本籍地、身体、精神障害、犯罪歴、その他社会的差別の原因となる事項
- （3） 勤労者の団結権、団体交渉及びその他団体行動の行為に関する事項
- （4） 集団示威行為への参加、請願権の行使及びその他の政治的権利行使に関する事項
- （5） 保健医療及び性生活に関する事項

第13条（利用目的の公表）

次条に定める場合を除き、個人情報を取得する場合は、利用目的をできる限り特定し、あらかじめその利用目的を公表するよう努めるものとし、あらかじめ利用目的を公表しない場合は、取得後速やかにその利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。ただし以下の各号に該当する場合を除く。

- （1） 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利を害するおそれがある場合
- （2） 当該個人情報取扱事業者の権利等を害するおそれがある場合
- （3） 国の機関等に協力する場合
- （4） 利用目的が自明である場合

第14条（直接本人から文書等により取得する場合）

本人との間で契約を締結することに伴い契約書、その他の書面・（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）に

記載された本人の個人情報を取得する場合、その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ本人に対し、利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合はこの限りでない。

第4章 個人情報の利用及び第三者提供

第15条（利用範囲）

園は、あらかじめ本人の同意を得ないで、園が特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を利用してはならない。ただし、以下の場合を除く。

- (1) 合併その他の事由により、他の個人情報取扱事業者の事業を承継することに伴って個人情報を取得し、当該承継前の目的達成に必要な範囲内で利用する場合
- (2) 法令に基づいて個人情報を取り扱う場合
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難であるとき
- (5) 国の機関又は地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要があるあって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第16条（利用目的の変更）

園は、利用目的を変更しようとする場合は、従前の目的と比較して相当な関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えた変更を行ってはならない。また、利用目的を変更する場合は本人に通知し、又は公表しなければならない。

第17条（第三者提供の制限）

園は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。ただし、以下の場合を除く。

- (1) 第三者に該当しない場合
個人情報の取扱いに関する業務の全部又は一部を委託するとき、合併、営業譲渡等により事業が承継され、個人データが移転するとき、個人データを特定者間で共同利用しているとき等
- (2) 法令に基づいて個人情報を取り扱う場合
人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関、地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要があるあって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

- (5) 第20条（第三者提供におけるオプトアウト）に該当する場合。ただし、機微情報を除く。

第18条（個人データに該当しない個人情報の第三者提供）

園は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データに該当しない個人情報を第三者に提供しないようにするものとする。ただし、業務上の必要性がある場合には、所定の手続を経て、事前に個人情報より書面による了承を得たうえで行うものとする。

第19条（共同利用）

園は、個人データを第三者と共同で利用しようとする場合、以下の事項をあらかじめ本人に通知するか、本人が容易に知り得る状態に置くとともに、共同利用する第三者にも同様の措置を講じさせなければならない。

- (1) 個人データを特定の者との間で共同して利用する旨
- (2) 共同利用される個人データの項目
- (3) 共同して利用する者の範囲
- (4) 利用する者の利用目的
- (5) 個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称

第20条（第三者提供におけるオプトアウト）

園は、あらかじめ本人の同意なく個人データを第三者に提供する場合は、本人に通知又は本人が容易に知り得る方法で以下の各号を公表するものとする。

- (1) 第三者提供を利用目的とすること
- (2) 第三者に提供される個人データの項目
- (3) 第三者への提供の手段又は方法
- (4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止する旨

第5章 個人データの管理

第21条（適正管理）

園は、個人データを正確、かつ、最新の内容で管理するよう努めるものとする。

第22条（公表義務）

園は、個人データの開示の手続を定め、以下の事項を公表するものとする。

- (1) 園の名称
- (2) すべての保有個人データの利用目的（取得に際して、通知等の例外に該当する場合を除く。）
- (3) 保有個人データの利用目的の通知、保有個人データの開示、保有個人データの内容の訂正、追加又は削除、保有個人データの利用の停止又は消去、保有個人データの第三者への提供の停止の手続及び保有個人データの利用目的の通知、保有

個人データの開示に係る手数料の定め

(4) 保有個人データの取扱いに関する苦情、申出先

第23条（保有個人データの開示）

園は、本人から当該個人が識別される保有個人データの開示を求められたときは、所定の本人確認手続を経たうえで書面により当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利や利益を害するおそれがある場合、園の業務の適正な実施に著しい障害を及ぼすおそれがある場合、他の法令に違反する場合はこの限りではない。また、通知しない旨を決定したときは、遅滞なくその旨を通知しなければならない。

第24条（保有個人データの利用目的の通知）

園は、本人から当該個人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、その利用目的を本人に通知しなければならない。ただし、保有個人データを本人の知り得る状態に置いていることにより保有個人データの利用目的が明らかな場合、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利や利益を害するおそれがある場合、園の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合、国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行するときに協力する必要がある場合であって、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合はこの限りでない。また、通知しない旨を決定したときは、遅滞なくその旨を通知しなければならない。

第25条（保有個人データの訂正、追加、削除）

- 1 園は、本人から当該本人が識別される保有個人データの内容が事実と異なるという理由で、訂正、追加、削除（以下「訂正等」という。）を求められたときは、本人確認手続を経たうえで遅滞なく調査を行い、その結果に基づいて訂正等を行わなければならない。
- 2 調査の結果、保有個人データの訂正等を行ったとき又は行わない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。

第26条（保有個人データの利用停止、消去、第三者提供の停止）

- 1 園は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが利用目的の制限に違反するという理由、又は不正の手段により取得したものであるという理由で利用停止又は消去（以下「利用停止等」という。）を求められたときは、本人確認手続を経たうえで、遅滞なく調査を行い、その結果に基づいてデータの利用停止等を行わなければならない。
- 2 本人から当該本人が識別される保有個人データが第三者提供違反であるとの理由で、第三者への提供の停止を求められたときは、本人確認手続を経たうえで遅滞なく調査を行い、その結果に基づいてこれを停止しなければならない。
- 3 保有個人データの利用停止等の措置を行ったとき又は行わない旨を決定したときは、本人に対し遅滞なくその旨の通知をしなければならない。

第6章 監査、危機管理、その他

第27条（個人情報保護監査責任者）

園は、個人情報の安全管理に関する監査の責任者として、個人情報保護監査責任者を1名定め、以下の業務を行わせるものとする。

- （1） 個人情報の安全管理に関する個人情報への助言
- （2） 本規程、その他内部規程の遵守状況の監査
- （3） 個人情報安全管理者からの報告徴収
- （4） 危機管理への対応
- （5） その他個人情報の安全管理に関する監査全般

第28条（監査）

- 1 個人情報保護監査責任者は、個人情報の安全管理に関する監査を行うため、随時、個人情報、個人情報その他の職員等に対して、個人情報の安全管理状況等について報告徴収を求めることができ、職員等はこれに協力しなければならない。
- 2 個人情報保護監査責任者は理事長に対して、定期的に書面による個人情報の安全管理に関する監査報告を行うものとする。
- 3 個人情報保護監査責任者は、必要に応じて、個人情報の安全管理に関する事項について外部監査を委託することができる。

第29条（報告義務）

園は、職員等が個人情報保護法、本規程、その他個人情報に関する規程に違反するおそれ又は違反する事実を知った場合、その旨を個人情報安全管理者に報告しなければならない。

第30条（危機管理対応）

職員等は、個人情報の漏洩の事故が発生した場合及び個人情報保護法、本規程、その他個人情報に関する規程に違反する事実が生じた場合は、以下の各号の対応をするものとする。

- （1） 個人情報安全管理者は、速やかに事実関係を調査し、漏洩の対象となった本人に対する対応を行うとともに、被害拡大防止のための措置を講ずるものとする。
- （2） 園は、再発防止措置、社内処分を決定し、必要に応じて公表する等の対応を行うものとする。

第31条（苦情・相談窓口）

個人情報安全管理者は、個人情報の保護に関しての窓口として、苦情や相談の受け付け、対応するとともに、当該相談窓口の連絡先を本人に告知するものとする。

第32条（罰則・損害賠償）

園は、職員等が故意又は過失により個人情報保護法、本規程、その他個人情報に関する規程に違反した場合は、就業規則第56条（懲戒の事由）の規定に従い懲戒処分を行

なうとともに、園に損害を与えた場合には、損害賠償を請求することができる。

第 33 条（規程の改正又は廃止）

この規程を改正又は廃止をする場合は、理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行により、従前の個人情報管理規程は、平成 25 年 5 月 31 日をもって廃止する。